

JICA債（ソーシャルボンド）の債券フレームワーク

ICMAソーシャルボンド原則への適合

- JICAは、国際資本市場協会（International Capital Market Association: ICMA）が定義を公表する原則に適合した**ソーシャルボンドを発行した国内市場で初の発行体です。**
- JICA債は、ICMA「ソーシャルボンド原則」に適合する債券として、第三者評価機関よりセカンドパーティーオピニオンを取得しています。

ソーシャルボンドの定義

1 裨益者・事業区分

社会的課題の解決に資する事業区分の例示

- 基礎インフラ開発（上下水、衛生、交通等）
- 社会サービスへのアクセス改善（健康、教育、職業訓練、金融サービス等）
- 手頃な住宅支援
- 雇用創出（マイクロファイナンス、中小企業支援）
- 食糧安全保障
- 社会経済開発

裨益者（ターゲット層）の例示

- 貧困ラインを下回る所得層
- 社会における少数派グループ
- 高齢者
- 災害等の影響による脆弱層
- 女性及びジェンダーマイノリティ
- 障害者
- 移民・難民
- 未教育者・未就業者

2 透明性確保のための開示項目

以下4項目に係る透明性が確保されていること

- 資金使途
- 事業評価・選定プロセス
- 資金管理
- レポーティング

JICA債の現状

1 対象事業：有償資金協力事業

有償資金協力事業の事例（2021年度新規承諾案件）

新型コロナウイルス危機対応・保健医療システム強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 4か国 新型コロナウイルス感染症危機対応借款 ● ブラジル 保健医療セクター支援事業 	
気候変動対策・生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ● ドミニカ エネルギー効率化事業 ● カンボジア コンポンチュナン太陽光発電事業 ● インド タミル・ナド州気候変動対策生物多様性保全・緑化事業 	
ジェンダー・雇用創出	<ul style="list-style-type: none"> ● ベトナム 中小零細事業者向け女性金融包摂支援事業 ● インド 女性金融包摂支援事業 ● インド ウッタラカンド州統合的園芸農業開発事業 	
平和構築	<ul style="list-style-type: none"> ● トルコ 地方自治体環境改善事業 	

2 透明性確保の仕組み（概要）

JICAでは以下のように透明性確保に向けた取組みを進めています（詳細は後述）

資金使途	国際連合および世界銀行の基準に基づく開発途上国において、日本政府の方針（開発協力大綱等）に沿った事業に資金が充当されます
事業評価・選定プロセス	国際標準に基づく評価項目によって審査され、日本政府・外部専門家を交えた透明性のある事業評価・選定プロセスを経て、実施されています
資金管理	有償資金協力勘定はそれ以外の業務の勘定とは区分経理され、会計検査院、会計監査人、監事による点検・監査が行われます
レポーティング	個別事業は、事業の実施の事前・事後に定量的な効果指標を含む評価表が作成され、JICAホームページにて公表されています

JICA債（ソーシャルボンド）について：資金使途

「資金使途」における透明性確保に向けて

- JICAの有償資金協力業務の基本方針と適格基準はソーシャルボンドの特性である「社会課題の解決」に資するものです。
- JICA債による調達資金は、有償資金協力業務に充当されることがJICA法第32条に規定されており、それ以外の業務に使われることはありません。また、2021年度からは、調達資金の資金充当対象から石炭火力発電事業を除外しています。

基本方針に基づいた事業の実施

- JICAの有償資金協力業務は、日本政府の開発協力の基本方針である開発協力大綱に基づき実施されており、その理念・重点政策は、開発途上国の社会課題の解決に資するものです。

開発協力大綱の概要

1 理念

① 開発協力の目的

- 国際社会の平和と安定及び繁栄の確保
- 日本の平和と安定の維持・更なる繁栄の実現
- 安定性・透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現
- 普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護

② 基本方針

- 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献
- 人間の安全保障の推進
- 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自律的発展に向けた協力

2 重点政策

① 重点課題

- 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅
- 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- 地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

② 地域別重点課題

- 世界の各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を戦略的、効果的かつ機動的に実施
- 地域統合、地域レベルでの取組、広域開発、連結性強化等の動きを踏まえる
- 各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力の実施

所得階層分類に基づく適格基準

- JICAの有償資金協力業務は、国連・世界銀行の所得階層分類に基づき、協力対象となる開発途上国が定められています。

図表：所得階層（2022年度）

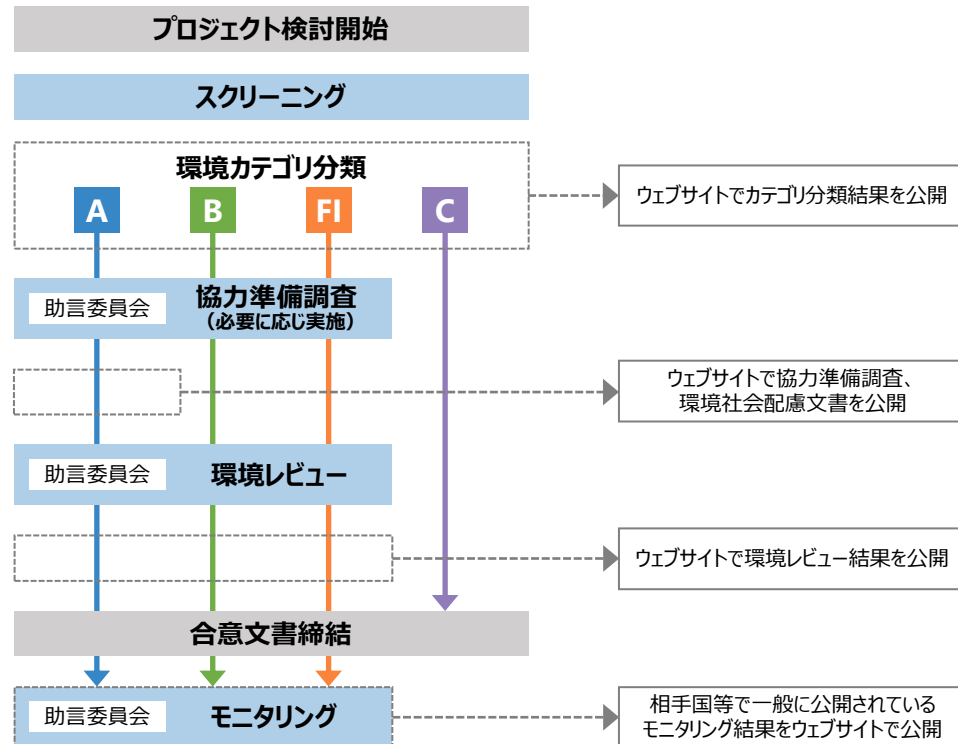
所得階層	一人当たりGNI	国名
LDC(*) かつ 貧困国	US\$ 1,045以下	アフガニスタン、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
LDC 又は 貧困国	US\$ 1,045以下	アンゴラ、カンボジア、キリバス、コモロ、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、シリア、セネガル、ソロモン諸島、タンザニア、ツバル、ネパール、ハイチ、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ベナン、ミャンマー、モリタニア、ラオス、レソト
低・中 所得国	US\$ 1,046以上 US\$ 4,095以下	アルジェリア、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、エスワティニ、エルサルバドル、ガーナ、カーボベルデ、カメルーン、キルギス、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、サモア、ジンバブエ、スリランカ、タジキスタン、チュニジア、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム、ペリウ、ボリビア、ホンジュラス、ミクロネシア、モロッコ、モンゴル
中進国 以上	US\$ 4,096以上	アゼルバイジャン、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、イラク、エクアドル、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、北マケドニア、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コソボ、コロンビア、ジャマイカ、ジョージア、スリナム、赤道ギニア、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナウル、ナミビア、ニウエ、パナマ、パラグアイ、フィジー、ブラジル、ベネズエラ、ベラルーシ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マーシャル諸島、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モーリシャス、モルディブ、モルドバ、モンテネグロ、ヨルダン、リビア、レバノン

JICA債（ソーシャルボンド）について：事業評価・選定プロセス

環境・社会への配慮（セーフガードポリシー）

- JICAの有償資金協力業務では、環境社会配慮ガイドラインに基づき、開発事業が与える可能性のある環境社会影響の回避・軽減・緩和に努めています。
- 同ガイドラインでは、環境社会配慮の責務と手続き、相手国等に求める要件を設定し、JICAが行う環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・アカウンタビリティを確保しています。

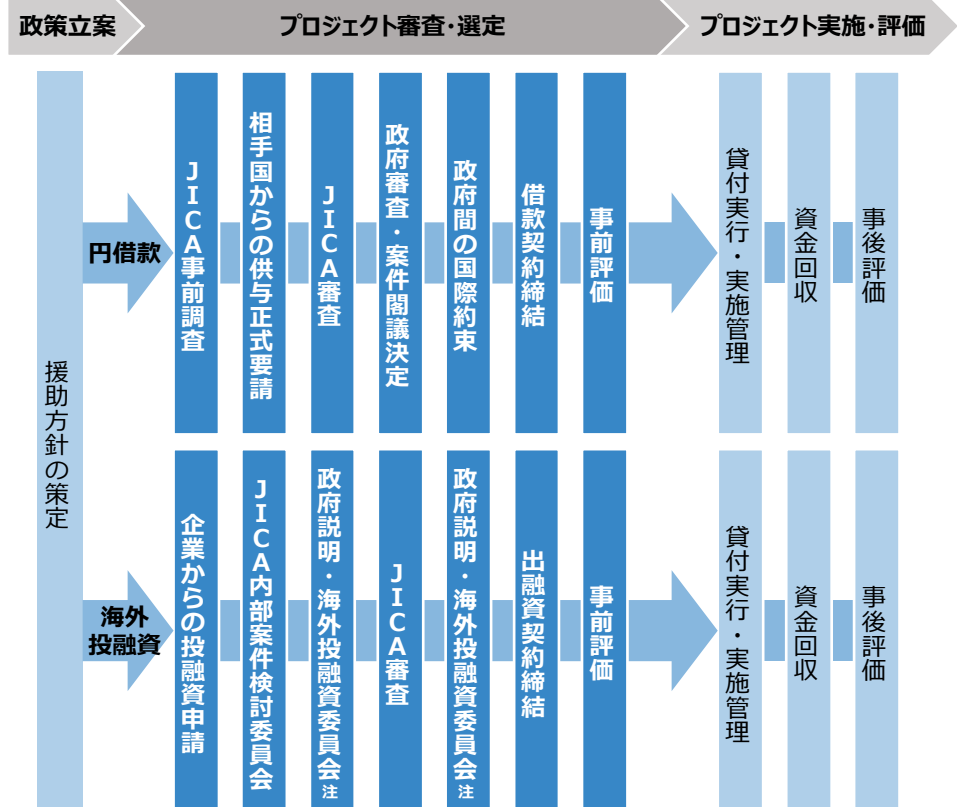
環境社会配慮手続き



URL : <http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>

基本方針に基づいた事業の実施

- 事業評価・選定は、経済協力開発機構（OECD）が定める国際標準である「DAC評価6項目」に基づき行われます。
- 全事業について、事業評価結果（事前評価表）を公表しています。



注：第三者から構成され、海外投融資の実施に関し、開発援助及び金融等の知見を踏まえて助言を行うもの

URL : http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/index.html

JICA債（ソーシャルボンド）について：資金管理

「資金管理」における透明性確保に向けて

- JICAでは会計検査院、会計監査人、監事の3者体制による検査・監査の仕組みにより常時点検・確認されています。
- JICA法第17条に基づき、有償資金協力業務とそれ以外の業務は経理を区分し、それぞれの勘定（有償資金協力勘定、一般勘定）を設けて、両勘定間の資金流用は認められていません。

検査・監査体制



① 会計検査院	国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する機関（日本国憲法第90条および会計検査院法第20条）
② 会計監査人	公認会計士または監査法人。独立行政法人は財務諸表、事業法億書及び決算報告書について会計監査人の外部監査を受けねばならない（独立行政法人通則法第39条）
③ 監事	JICAの保有財産及び理事の業務執行を監査する役職。JICAでは3名の監事を置いている（独立行政法人通則法第18条およびJICA法8条）

情報公開

- 事業年度毎の決算結果を公開しています。

URL : <https://www.jica.go.jp/disc/settle/index.html>

JICA債（ソーシャルボンド）について：レポート

インパクトレポート

- JICA債を通じて調達された資金が、どのように持続可能な開発やSDGs達成を支えているかをまとめています。



URL : https://www.jica.go.jp/investor/bond/ku57pq00001qs7yu-att/Impact_Report.pdf

事業事前評価・事後評価

- 有償資金協力業務の全事業について、国際的なODA評価の視点である「DAC6項目」に基づき、円借款事業に関する事前評価、事後評価を実施しています。事業効果（インパクト）を含め、目標値と実績値の比較により、事業効果の検証を行なっています。
- 評価結果はJICAホームページで公開されています。

URL : <http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>

実現が見込まれるインパクトの事例（2019年度承諾事業の例）

6 安全な水とトイレを世界中に

川の水質を改善し、衛生環境を改善

事業名 ナグプール市ナグ川汚染緩和事業
 地域 インド
 融資承諾額 290億8,200万円
 承諾日 2020年3月27日

インドでは、人口増加や経済発展による下水の排出量も増えており、下水処理能力を超えた汚水が河川等に排出され、各地で河川等の水質汚濁が問題となっています。マハラシュトラ州の中核都市ナグプール市は急激な都市化が進んでおり管渠整備が追いついておらず、未処理下水が市内の河川に排出され住環境に多大な悪影響を及ぼしています。本事業は、ナグ川流域とその支流において、下水道施設及び公衆衛生施設を整備することで河川の水質改善及び汚濁防止を図り、都市環境の改善に寄与します。

期待される事業効果

主なる定性的効果
 衛生・生活環境改善（悪臭の減少、浸水被害の低減等）、水系伝染病の軽減による健康状態の改善等

主なる定量的指標

	基準値 (2019年)	目標値 (2030年**)
汚水処理量 (m ³ /日)	7,400	91,000
プロジェクト地域の下水道カバー率 (処理地域の人口/北区及び中央区の人口) (%)	74	100
放流域での水質改善 (BOD*mg/L)	30-70	20
汚水処理人口 (下水道処理地区の人口) (人)	1,485,000	2,428,000

*Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) の略、河川の水質を表す指標。 **事業完成2年後 (事後評価予定年)

写真左
ナグ川の現状
(未処理の下水排出と廃棄物により河川が汚濁)

写真右
ナグ川の既存のポンプ場
(廃棄物が流れ着いて堆積している様子)

写真出所: JICA

年度実績

- 年度ごとの有償資金協力業務に関し、以下項目について年次報告書で公表しています。
 - 国別・セクター別 新規承諾件数、新規承諾額
 - 国別貸付実行実績、国別出融資実行額
 - 国別出融資回収額、国別出融資残高

URL : <http://www.jica.go.jp/about/report/index.html>